

議会改革検討会議 協議事項

令和5.12.26(火)
午前10時
於：第1委員会室

1 議員定数について

(1) 外部有識者の活用手段について

(2) 外部有識者の選定について

外部有識者の活用手段ごとの比較

項目	参考人招致	調査会の設置
1 制度に関すること		
(1) 根拠法令	<p>▷ 地方自治法第 109 条第 5 項</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>・第 115 条の 2 の規定は、委員会について準用する。</p> </div> <p>▷ 地方自治法第 115 条の 2 第 2 項</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>・普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。</p> </div>	<p>▷ 地方自治法第 100 条の 2</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>・普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。</p> </div>
(2) 手続き	<p>▷ <u>委員会で参考人招致を決定</u> → 委員会から議長に対し、参考人の出席要求 → 議長から参考人に対し、出席要請</p> <p>※決定には、日時や場所、意見を聴こうとする案件、参考人の氏名が必要</p>	<p>▷ <u>議会の議決が必要</u>（議会運営委員会で決定 → 調査会設置の議決）</p> <p>※議決内容は、調査の対象、調査期間、学識経験を有する者等の氏名・名称、調査結果の提出方法など</p>
(3) 制度の特徴	<p>▷ <u>委員会が主体となって特定の案件について、参考人から意見を聞く制度</u></p> <p>※発言にあたっては、他の参考人の意見を否定してはならないなど、一定の制約を受ける。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>◇複数人からの多様な意見を参考にしたい場合に適している。</p> </div>	<p>▷ <u>学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせ、調査結果の報告を求める制度</u></p> <p>※調査内容について質疑がある場合、議会は、参考人として出席を求めて行うことになる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>◇一定の調査研究を踏まえた、より精度の高い意見の報告を求めたい場合に適している。</p> </div>
(4) 留意事項	<p>▷ 参考人の選任については、<u>意見が一方に偏らないようにすべき</u>である。</p>	<p>▷ 調査会構成員の選任については、<u>意見が一方に偏らないようにすべき</u>である。</p>

(裏面あり)

項目	参考人招致	調査会の設置
2 運営に関すること		
(1) 会議主体	議会改革検討会議	調査会
(2) 構成	議会改革検討会議委員	外部有識者（大学教授等） ※中立性の確保を優先
(3) 開催方法	原則、対面	原則、対面
(4) 会議時間	2時間以内	2時間以内
(5) 会議の進行	議会改革検討会議委員長	座長（外部有識者から選出）
(6) 会議の公開	公開	公開
(7) 傍聴の可否	可	可